

「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン取扱要領

(全国を対象とした観光需要喚起策)

(2023年1月10日時点)

1. 全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）について

1) 概要

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（以下「全国旅行支援」という。）を実施することとし、補助対象事業者である都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する支援及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等の付与のために必要な費用を支援します。

2) 定義等

- ・ 国が実施する全国旅行支援について、島根県（以下、「県」という。）では、「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン（以下「本事業」）として実施します。
- ・ 本事業は、「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」（以下「国制度要綱」）の他、基本的な制度をこの取扱要領（以下「本取扱要領」という。）にて定めるものとします。
- ・ 本事業による支援金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として支援する販売支援金（以下「販売支援金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域限定クーポン（以下「クーポン」という。）の2つ（以下総称して「支援金」という。）が一体となって構成されています。
- ・ 本事業の対象者は、日本国内に居住する旅行者となります。
- ・ 自宅などの居住地の住所と同一の所在地の宿泊施設を利用する者は、本事業の対象者となりません。
- ・ 本事業は県から委託を受けた「しまね旅キャンペーン事務局」（以下、「事務局」という。）が事務を取扱います。
- ・ 本取扱要領で定める用語は、事務局から発信されるすべての規程類に適用されます。
- ・ 本取扱要領は、適宜修正されますので、必ず最新のものでご確認ください。

※ 事務局にて発信される規程類は次のとおりです。

- ・ 本取扱要領：事業の基幹となる規程
 - ・ 事業者向けマニュアル：旅行会社向け、宿泊事業者向け、クーポン加盟店舗向け、利用者向け
- ※ 旅行会社向けマニュアルは、「統一窓口」が作成したマニュアルもあります。

3) 事業期間

(1) 宿泊を伴う旅行商品および宿泊商品

2023年1月10日（火）から2023年3月31日（金）まで

(2) 日帰り旅行商品

2023年1月10日（火）から2023年3月31日（金）まで

※ 2023年12月23日以降に販売された旅行商品に係る予約が対象となります。

※ 感染症拡大の状況等を踏まえ、支援金の交付を一時的に停止することがあります。

4) 販売支援金の対象となる商品

(1) 対象となる商品

本事業における販売支援金の対象となる商品は次のとおりです。

P6「販売支援金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

<p>① 宿泊商品</p>	<p>島根県内における旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅で提供される宿泊サービスを含む商品。</p> <p>販売登録のある宿泊施設等（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。</p>
<p>② 宿泊を伴う旅行商品</p>	<p>旅行商品に含まれる宿泊施設は、事務局に登録があることが必須となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 募集型企画旅行・ 受注型企画旅行・ 手配旅行
<p>③ 日帰り旅行商品 （交通付） （ア）（イ）のいずれも満たすもの</p> <p>※（ア）（イ）の2つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる</p>	<p>（ア）旅行開始日と同日中に出発地に戻る事が予定されている運送サービスを含む必要があります。</p> <p>ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻る事が予定されているものとみなして対象とします。</p> <p>（イ）旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。</p>

<p>目的とするなどのような、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。</p>	<p>○ 対象となる商品例（代表的なものを例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 往復の鉄道への乗車と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品 ・ 往復の船舶への乗船と旅行先でのランチがセットになった旅行商品 ・ 高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品 <p>× 対象外とする商品例（代表的なものを例示）</p> <p>(ア) 運送サービスしか含まれていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道への乗車 + 船舶の乗船 ・ 地域周遊きっぷのみ ・ 往復バスの乗車のみ <p>(イ) 旅行開始日と同日中に発地に戻ることが予定されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的地までの片道のバス乗車と食事 <p>(ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース ・ 往復の航空と出発空港でのお弁当 ・ 往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場
<p>④ 宿泊を伴う旅行商品（交通付）</p>	<p>宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部（本取扱要領内において「交通」という。）を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品をいいます。</p> <p>(ア) 航空機</p> <p>航空機による移動を含むものはすべて対象となります。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除きます。</p> <p>(イ) 鉄道</p> <p>1 乗車で片道 50km（営業キロ）以上の有料列車（※）の利用を含むものが対象となります。</p> <p>※ 有料列車とは、新幹線や JR 特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指します。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除きます。</p>

	<p>(ウ) 船舶（フェリー等）</p> <p>1 乗船で片道 50 km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象）となります。</p>
	<p>(エ) 貸切バス</p> <p>貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の 2 時間以上の利用を含むものが対象となります。</p>
	<p>(オ) 乗合バス</p> <p>1 乗車で片道 50km（営業キロ）以上の利用を含むものが対象となります。</p>
	<p>(カ) タクシー、ハイヤー</p> <p>1 乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか 1 地点との直線距離が 50km 以上の利用を含むものが対象となります。</p>
<p>⑤ 日帰り旅行商品 （マイカープラン等）</p> <p>※ ③を除き （ア）（イ）のいずれもみだすもの</p>	<p>(ア) 島根県内で運送・宿泊以外の旅行サービス等を 2 つ以上含む必要があります。</p> <p>(イ) 上記(ア)には、有料の旅行サービス等を 1 つ以上含む必要があります。</p> <p>※日帰り旅行商品（マイカープラン等）については、県内に本店又は営業所等のある旅行事業者等が造成する旅行商品とします。</p> <p>※日帰り旅行商品（マイカープラン等）は統一窓口での事務スキームと異なります。詳細はしまね旅キャンペーン旅行事業者マニュアルをご確認ください。</p> <p>○ 対象となる商品例（代表的なものを例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイカープランで体験型アクティビティとランチがセットになった旅行商品 ・ 現地集合・解散で美術館、博物館、陶芸体験がセットになった旅行商品

(2) 支援金の対象とする商品の基準・考え方

① 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。	金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗独自発行の商品券等） ※ ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。 (ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。（金額の記載はできません）（館内利用券は除く） (イ) 記載されたその用途が、具体的に 1 つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して 1 つに特定できるものであること。 (ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。 (エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。
	鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券 （往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等 ※ ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。
	収入印紙や切手

② 感染拡大防止の観点から問題がないこと。

③ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

④ 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

⑤ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

⑥ 行程に国外の地域が含まれないこと。

⑦ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

⑧ 上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

対象外とする商品例（代表的なものを例示）

- ・ ヨガライセンス取得講習付き商品
- ・ ダイビング免許付き商品
- ・ 運転・操縦免許等（合宿）付き商品
- ・ 接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
- ・ 宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品

5) 本事業の参画事業者

本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）は次のいずれかの者として、これらの者が事務局より指定を受けた場合に限り、対象となります。

(1) 旅行事業者

旅行会社・OTA等（本取扱要領において「旅行事業者」という。）

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。

※ 旅行サービス手配業は除く。

(2) 宿泊事業者

島根県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした者で、予約・宿泊の記録を独立した第三者・外部機関に保管できる仕組みを有し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第5122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者を除く。

(3) クーポン取扱店

島根県内に店舗等を有し、日本国内に銀行口座を有する者。

(4) その他、事務局が対象事業者として認めた者。

6) 参画事業者が遵守すべき事項

事業者の申し出を受けて、当該事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとします。なお、本事業の不正な利用が疑われる場合は、警察に通報することがあります。

(1) 県の定める感染拡大防止策を講じていること。

・ しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」への登録が必要です。

対象施設（宿泊、飲食、小売店舗など）以外の事業者については、内閣官房の「新型コロナウイルス感染症対策」サイトの業種別ガイドラインなどに基づく感染防止対策を継続的に講じていることが必要となります。

(2) 本取扱要領の規定の他、県や事務局の定める各種規程類やそれらに関連して発信される情報等（事務連絡を含む）に従うこと。

(3) 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。

(4) 旅行事業者が販売する商品で、宿泊施設等でクーポンを配布する場合、クーポンの配布金額と、適切な管理を徹底するよう、を該当施設に伝えること。

(5) 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。

(6) 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。

- (7) 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- (8) 旅行代金等の水増しなど、支援金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- (9) 本事業以外の国または地方自治体の支援金等の交付を受けている場合で、本事業による支援金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外です。
- (10) 本事業に関する帳簿および証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管すること。
- (11) 令和 4 年 12 月 23 日以降に販売された旅行商品に係る予約に限って支援の対象とすることが可能です。なお受注型企画旅行商品については、最終的な契約確定書面の交付日を販売日とみなします。
- (12) 販売支援金とクーポンが一体とならないような支援金の交付を行わないこと。
- (13) 反社会的勢力の排除
 - ① 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはなりません。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ② ①のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはなりません。

7) 支援金等

(1) 販売支援金適用率

旅行代金等の総額の 20%（※）

※ ただし、端数処理は 1 円単位切り捨てとします。

(2) 販売支援金の上限額

1人 1泊当たり 3,000 円

※ ただし、宿泊を伴う旅行商品（交通付）については 1 人 1泊当たり 5,000 円

(3) クーポン

1人当たり 平日 2,000 円 (1人 当たり 3,000 円以上の商品が対象)

休日 1,000 円 (1人 当たり 2,000 円以上の商品が対象)

※ 宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日 (土曜・日曜・祝日) の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

(4) ワクチン接種歴又は陰性証明書等の提示

本事業の利用者は、「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」(以下「運用ガイドライン」) に基づき、ワクチン接種歴 (3回) 又は陰性であることを示す検査結果通知書の提示が必要になります。

ただし、島根県内の居住者の利用については、ワクチン接種歴 (2回目から14日以上経過していることが必要) 又は陰性の検査結果の提示で利用可能です。

また、12歳未満について、同居する監護者が同伴する場合は、提示が不要となります。同居する監護者が同伴しない場合は、ワクチン2回接種又は陰性の検査結果通知書の掲示で利用可能です。

(5) 除外期間

該当期間がある場合には公式サイト等でお知らせします。

(6) 利用泊数の制限

1 旅行予約単位で7泊分まで

(7) 利用回数の制限なし

2. 本事業における登録手続きについて

1) 本事業における登録申請

(1) 登録申請とは

情報登録および販売支援金対象となる商品の提供および販売支援金の予算枠 (以下「予算枠」という。) の配分を受けるための申請。統一窓口では、旅行事業者がその対象となります。

※ なお、本事業参画中、事業譲渡をされる場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。

(2) 登録申請の具体的な手続き

① 旅行事業者：統一窓口への登録申請

(ア) 統一窓口公式サイトからの申請

(イ) 送付による申請

※詳細は統一窓口公式サイトに掲載

② 日帰り旅行商品 (マイカープラン等) のみを販売する旅行事業者：事務局への登録申請

(ア) 「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン公式サイトで様式をダウンロードし、事務局へメールまたはFAXで申請

※送付による申請を希望の場合には事務局へご相談ください。

③ 宿泊事業者：事務局への登録申請

(ア) 「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン公式サイトからの申請

※送付による申請を希望の場合には事務局へご相談ください。

④ クーポン取扱店：事務局への登録申請

(ア) 「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン公式サイトからの申請

※送付による申請を希望の場合には事務局へご相談ください。

2) 統一窓口で販売登録をする旅行事業者への予算枠割当額決定および通知

(1) 予算枠相当額の決定

- ① 予算枠を各社単位で割り当てる旅行事業者と複数社で都道府県単位の予算枠を割り当てる旅行事業者がございます。
- ② 具体的な島根県の予算枠は、事業者マイページの「販売計画」の登録内容を審査し、都道府県単位で協議の上、予算枠割当額を決定し、事業者マイページにて通知します。
- ③ 申請書類を審査した結果、旅行事業者の指定を行わない場合には、事業者マイページにより通知します。

(2) 予算枠割当額の変更

- ① 決定通知後に、旅行事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、事業者マイページより「販売状況」を登録します。
- ② 事業者マイページの「販売状況」の登録内容を審査の上、割引配分割当額に変更が生じるときは事業者マイページにて通知します。
- ③ 旅行事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。
- ④ 決定通知後に、旅行事業者が登録取消しを希望する場合は、登録取消申請を提出することとします。

※ なお、事業者マイページにて申請ができない事業者は、「6.お問い合わせ先」までお問合せください。

3) 支援金交付の条件

支援金交付に付する条件は本取扱要領に定めるとおりとします。

4) 状況報告および調査

県または事務局は必要に応じて参画事業者へ本事業について報告を求め、調査することができるものとします。

- 5) 支援金の取消し 県または事務局は、参画事業者が本取扱要領の規定に違反した場合および不正な申請を行った場合は、支援金の全部または違反もしくは不正に係る部分に関し、支払いを停止することができます。
- 6) 支援金の返還 県または事務局は、参画事業者が本取扱要領の規定に違反した場合および不正な申請を行った場合は、支援金の全部または違反もしくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとします。
該当参画事業は、県または事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければなりません。
- 7) 費用の負担 本取扱要領および事業運営マニュアルに基づく手続きや本事業の実施に伴い発生する費用について、県および事務局は一切の費用を負担しないものとします。

3. 不正利用の防止

参画事業者は、利用者の不正利用を防止するために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

4. 言語・通貨および時間

- (1) 参画事業者は、県および事務局との間に生じる必要なすべての手続きについて、日本語および日本国通貨を用いることとします。
- (2) 本取扱要領およびマニュアルにおいて示す時間は、すべて日本標準時とします。
- (3) 前項の規定は、全国旅行支援実施期間を含め、終了した年度の翌年度から5年間適用することとします。

5. 雑則

本取扱要領に定めのない事項が発生した場合は、県と事務局で協議の上、決定するものとします。

6. お問い合わせ先

内容によって、お問い合わせ先が異なりますので、確認のうえでお問い合わせください。

- (1) 事業全般（クーポン、感染拡大防止策を含む）
しまね旅キャンペーン事務局 TEL：0852-20-3060
（受付時間：9:30-17:30）
- (2) 統一窓口での受託業務に関すること：支援金の対象となる旅行商品、旅行事業者の販売登録、予算管理、実績報告、審査等
- ① 事業者登録・支援金管理/精算関連対応に関して
統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ窓口
TEL：03-6635-3655（受付時間：10:00-17:00 休業日：土・日・祝日）
- ② 基本ルール・ツアー造成対応に関して
統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ窓口
TEL：03-6635-3669（受付時間：10:00-17:00 休業日：土・日・祝日）